

募 集 要 領

【令和9年度 地域医療介護総合確保基金事業（医療分）の事業提案】

1. 地域医療介護総合確保基金の概要

団塊の世代が75歳以上を迎えた今日、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保、勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題です。

このため、医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための「地域医療介護総合確保基金」が創設され、各都道府県に設置されております。（財源：国2/3、県1/3）

各都道府県は当該基金を造成し、各都道府県にて策定した計画に基づき事業を実施します。基金の対象となる事業は、大きく医療分と介護分に分かれています。

2. 提案募集の趣旨

消費税増収分を財源とする基金であり、都道府県が国庫申請する必要があります。そのため、本県が令和9年度基金事業として国庫申請する事業について募集を行うものです。

今回の募集は、基金の対象となる事業のうち、医療分の事業を対象とします。

3. 地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業

地域医療介護総合確保基金（医療分）は、以下の区分に該当する事業が対象となります。国が事業を例示していますので、別添1「地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例」を御参考ください。

- ① -1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ① -2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- ② 居宅等における医療の提供に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業
- ⑥ 勤務医の働き方改革の支援に関する事業

区分1-2「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業」については、別添2「病床機能再編支援事業要領」の「2 対象事業」を御確認ください。

4. 募集期限

令和8年7月31日（金）まで

5. 提出方法

別紙「地域医療介護総合確保基金に係る事業提案調査票」に記載のうえ、郵送、電子メール又はFAXにより提出してください。

6. 留意事項

提案内容を事業化した場合は、以下のことを求めますので御留意ください。

(1) 事業者負担について

- ・特定の事業者の資産形成につながる事業については、必ず事業者負担を求めます。
- ・政策上必要なもので、資産形成につながらない事業については、事業者負担を求めないことも検討します。

(2) 事業の評価

- ・事業ごとに具体的な指標や目標値及び達成年度を設定する必要があります。
- ・毎年度、事業ごとに評価を行います。

7. 御提出いただいた事業提案調査票の取り扱い

御提出いただいた提案書を参考にして、本県で国庫申請を行います。

必要に応じて、担当者から個別にヒアリング等を実施することもありますので、御協力をお願いします。

なお、今回の事業提案募集は、あくまで国庫申請の参考とするものであり、国庫認証後、県において補助事業等としてメニュー化したうえで、事業を実施します。

そのため、御提案いただいた事業がそのまま事業採択されるとは限りませんので、御注意ください。

8. 提出先・お問い合わせ先

佐賀県健康福祉部医務課医療企画担当 岩永、権藤
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
電話 0952-25-7073
FAX 0952-25-7267
電子メール iryoukikaku@pref.saga.lg.jp